

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 高橋 孝眞

- 1 日時  
平成 28 年 12 月 16 日（金曜日）  
午前 10 時開会、午後 1 時 34 分散会  
（うち休憩 午後 0 時 3 分～午後 1 時 1 分）
- 2 場所  
第 2 委員会室
- 3 出席委員  
高橋孝眞委員長、田村勝則副委員長、佐々木順一委員、高橋元委員、  
菅野ひろのり委員、嵯峨耆朗委員、川村伸浩委員、渡辺幸貫委員、高田一郎委員、  
吉田敬子委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
小原担当書記、神田担当書記、工藤（亘）併任書記、森山併任書記
- 6 説明のため出席した者  
紺野農林水産部長、上田副部長兼農林水産企画室長、  
小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、阿部林務担当技監、  
五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長、佐藤競馬改革推進室長、高橋理事心得、  
黒田参事、及川参事兼団体指導課総括課長、中村農林水産企画室企画課長、  
小島農林水産企画室管理課長、菊池団体指導課指導検査課長、伊藤流通課総括課長、  
中南農業振興課総括課長、菊池農業振興課担い手対策課長、  
高橋農業普及技術課総括課長、多田農村建設課総括課長、  
鷺野農村計画課企画調査課長、千葉農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、  
松岡農産園芸課水田農業課長、藤代畜産課総括課長、菊池畜産課振興・衛生課長、  
佐々木林業振興課総括課長、佐々木森林整備課総括課長、及川森林整備課整備課長、  
漆原森林保全課総括課長、赤平水産振興課漁業調整課長、志田漁港漁村課総括課長、  
阿部漁港漁村課漁港課長、佐々木競馬改革推進室競馬改革推進監、  
星野県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
(1) 議案の審査

ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費（第2目中県土整備部関係を除く）

第4項 林業費

第5項 水産業費

第11款 災害復旧費

第3項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

イ 議案第2号 平成28年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）

ウ 議案第13号 山田漁港海岸防潮堤高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

エ 議案第16号 両石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

オ 議案第17号 大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

カ 議案第18号 六ヶ浦漁港海岸防潮堤災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

キ 議案第31号 田老漁港海岸水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ク 議案第32号 長部漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ケ 議案第33号 山田漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

コ 議案第34号 船越漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

## 9 議事の内容

○高橋孝眞委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

渡辺委員は、所用のためおくれるとのことでありますので、御了承願います。なお、本日工藤併任書記は、所用のため欠席となりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3

号) 第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち農林水産部関係、第11款災害復旧費、第3項農林水産施設災害復旧費及び第2条第2表繰越明許費中、第6款農林水産業費並びに議案第2号平成28年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第2号)、以上2件の予算案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○上田副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算案について御説明を申し上げます。議案(その1)の冊子でございます。

議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算(第3号)ではありますが、4ページをお開き願ひまして、当部の補正予算は第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額4億4,575万円の減額のうち県土整備部所管分の87万5,000円の減額を除きました4億4,487万5,000円の減額と、6ページをお開き願ひまして、11款災害復旧費、3項農林水産施設災害復旧費の補正予算額4億1,643万1,000円の増額を合わせまして2,844万4,000円を減額しようとするものであります。

今回の補正は一般職の職員の給料月額等の改正及び給与費の年間の過不足調整による補正のほか、国の経済対策や平成28年台風第10号災害に係る補正であります。

それでは、今回の補正のうち国の経済対策と台風第10号災害関係の予算につきまして、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げは省略をさせていただきます。

予算に関する説明書の36ページをお開き願ひます。6款農林水産業費、3項農地費であります。2目土地改良費の農林水産部関係の二つ目、農業基盤整備促進事業費補助は、国の経済対策に対応し、中山間地域において収益性の高い農作物の生産、販売等に係る所得向上を推進するため、水田の畑地化等の基盤整備や農作物の生産に必要な施設等の整備を総合的に支援しようとするものであります。

40ページをお開き願ひまして、5項水産業費、2目水産業振興費の二つ目、水産業競争力強化施設復旧整備事業費補助と、60ページをお開き願ひまして、11款災害復旧費、3項農林水産施設災害復旧費、4目水産業用施設等災害復旧費の一つ目は事業名が同じでございます。これは9月補正で台風第10号により被災したサケ・マスふ化場等の復旧整備に要する予算として計上した県単かさ上げ補助分ではありますが、このほど国との協議により災害復旧事業債の充当が可能となったことから、6款農林水産業費から11款災害復旧費に予算科目を振りかえようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。議案(その1)の7ページをお開き願ひます。第2表繰越明許費の表中、当部の所管は6款農林水産業費の2事業、14億8,300万円であり、これを翌年度に繰り越ししようとするものであります。なお、繰越明許費につきましては通常2月定例会で御提案をさせていただいているところではありますが、今回の2事業につきましては今後の入札発注において適正な工期日数を確保し、速やかに着手

する必要があることから、今回の補正予算で設定しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明を申し上げます。12 ページをお開き願います。議案第 2 号平成 28 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 655 万 2,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 37 億 8,359 万 3,000 円とするものであります。

その内容であります。13 ページの第 1 表歳入歳出予算補正の表中、歳入の 3 款繰入金 655 万 2,000 円の減額は一般会計からの繰入金を補正しようとするものであります。

14 ページをお開き願ひまして、歳出の 1 款県有林事業費の 655 万 2,000 円の減額は、一般会計と同様一般職の職員の給料月額等の改正及び給与費の年間の過不足調整に伴い県有事業の関係職員の給与費を補正しようとするものであります。

以上で予算関係議案の説明を終わります。どうぞ御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高田一郎委員 補正予算の土地改良費で農業基盤整備促進事業費補助として 8,175 万円が予算計上されています。これは、国の経済対策で対応するという説明でありましたが、事業内容はどういうものでしょうか。中山間地域に限った対応になるのでしょうか。

また、8,175 万円はどのような形で予算計上されたのでしょうか。市町村からの要望なども反映されているのでしょうか。

○千葉農村建設課総括課長 今回提案をさせていただいております農業基盤整備促進事業でございますけれども、収益性の高い農産物の生産、販売等によりまして、中山間地域において所得向上を図る中山間地域所得向上計画を市町村等が策定をいたしまして、その計画に基づき基盤整備とあわせて生産に必要な施設整備を総合的に支援するものでございます。

この補助事業の対象となる地域につきましては、特定農山村地域、振興山村、過疎地域等の中山間地域を対象としております。

それから、予算の提案につきましては花巻市など 4 市町 5 地区から要望がございまして、それに基づきまして計上させていただいたところであります。内容ですけれども、基盤整備につきましては簡易な基盤整備が中心でありまして、区画拡大あるいは暗渠排水、流水処理を行うものであります。この基盤整備につきましては、例えば区画拡大につきましては 10 アール当たり 12 万 5,000 円という定額の制度でございますし、また施設整備につきましてはブドウ棚、あるいは機械のリースなどになりますが、これは定率 55%ということになっております。

○高田一郎委員 これは、説明資料を見ますと新規事業となっておりますけれども、この農業基盤整備促進事業は昨年度もあつたと記憶しております。昨年度の実績はどうだったのでしょうか。また、中山間地域に限定をしておりますけれども、実施要件が農業競争力の強化に向けた取り組みを行う地域、あるいは事業費が 200 万円以上など、非常にハードルが

高いわけです。既に中山間地域で基盤整備をしている地域でいわゆる整備済みの農地の簡易な整備ということですから、なかなかハードルが高いということで、昨年度県単で活力ある中山間地域基盤整備事業として5,000万円ほどの予算措置で対応していたと思います。これについて昨年度とことしの実績はどうなっているのでしょうか。使い勝手がよくて、要望も多いのではないかと思うのですけれども、要望に対してどの程度の予算措置になっているのでしょうか。

○千葉農村建設課総括課長 今回提案させていただいている農業基盤整備促進事業につきましては、国の第2次補正予算で中山間所得向上対策を今回の補正予算限りのものがございますけれども、その中で予算措置をされたものがございます。昨年度、農業基盤整備促進事業で実施したのにつきましては、1地区2,000万円を実施をしているものがございます。実施内容は農地の除れきでございます。

それから、活力ある中山間地域基盤整備事業の平成27年度の実績につきましては、8市町村10地区で事業費5,000万円でございます。内容は暗渠排水の整備22ヘクタールほどでございます。今回の農業基盤整備促進事業につきましては、対象の事業費が200万円以上でございます。活力ある中山間地域基盤整備事業につきましては、事業費50万円から支援をしているということになっておりまして、要望どおり実施をしているところでございます。

○高田一郎委員 今回の農業基盤整備促進事業は国の経済対策で、ことし1年限りだと思います。先ほど説明がありましたけれども、総事業費が200万円以上と非常にハードルが高いわけです。既に基盤整備を実施している農地が対象となりますから、事業が可能なのは限定的だと思います。そのため県が昨年度から単独で行ってきた活力ある中山間地域基盤整備事業は、国の制度と比べても非常に使い勝手がよくて、要望もたくさんあると思います。中山間地域の所得向上を目指すものですから、この予算措置をもう少し拡充すべきとの要求も市町村から出ていると思うのですけれども、今後どのような対応をしようとしているのでしょうか。

○千葉農村建設課総括課長 中山間地域総合整備事業の要望でございますけれども、市町村からもいろいろと声は聞いております。また、この活力ある中山間基盤整備事業と同様な国の補助事業として農地耕作条件改善事業もございまして、その事業とあわせながら地域の要望に応じてまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 予算に関する説明書の60ページに水産業競争力強化施設復旧整備事業費補助ということで、台風第10号で被災されたサケ・マスふ化場の復旧に対して災害復旧事業債で対応するという話がありましたが、今回この災害復旧事業債で対応することによって、漁協の負担はどの程度軽減されるのでしょうか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 これは、あくまでもかさ上げに対する補填でございますので、漁協の補助率そのものは原則8分の1、そして特例として6分の1で変わらないものがございます。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号山田漁港海岸防潮堤高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○志田漁港漁村課総括課長 山田漁港海岸防潮堤高潮対策工事の変更請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案書（その2）の151ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページ目をごらん願います。議案第13号山田漁港海岸防潮堤高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、山田漁港海岸高潮対策（防潮堤その1）工事。工事場所、請負者、請負金額につきましては記載のとおりであります。

2ページ目をお開き願います。工事の概要について記載しております。本工事は、漁港海岸の高潮対策として防潮堤104メートルの整備を行うものであります。設計変更及びその内容でございますが、第1回変更は年度支払限度額の変更となったものでございます。第2回変更は、町道切りかえ工事が完了し、防潮堤工事が可能となったことによる地盤改良工法を低騒音、低振動型へ変更したことによる請負工事費の増であります。今回の変更により、契約金額が6億9,803万3,160円となり、変更設計金額が5億円を超えたため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。山田漁港海岸の計画平面図、被災前、被災後の航空写真、防潮堤の標準断面図を入れさせていただいております。

次に、4ページ目をお開き願います。地盤改良の範囲を示した平面図でございます。今回既設町道のつけかえ道路が完成したこと、赤で着色した範囲の地盤改良が可能となったため、追加するものであります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨壱朗委員 町道の切りかえ工事があることは最初から想定されていたのでしょうか。

か。されていたとすれば追加工事も想定できたのではないかと思います。

また予算の変更があった場合、予算はどこからくるのですか。

○志田漁港漁村課総括課長 つけかえ町道につきましては、最初から必要だということはお指摘のとおりでございます。4ページにありますように、現在国道45号は海沿いを走っておるわけですが、将来的には陸側につけかえる予定でございます。この計画が定まらなかったことから、町道つけかえ道路の計画が遅くなっていることとございまして、今回国道45号の計画が定まったことから、防潮堤の施工ができるということとでございます。

それから、ふえた分の予算につきましては、高潮対策工事は災害復旧とは違ひまして、高潮対策工事は予算をその分確保しておりますので、それを充当しているということとでございます。

○嵯峨老朗委員 町道切りかえ工事が完了したというだけではなくて、これは結果としてそうなったということですね。この表現だけを見ると、当初からわかっているのに、何で予算化しなかったのかととられると思います。

予算としては取ってあるから、基本的にふえても対応できるということですが、どこに取ってあるのですか。

○阿部漁港課長 基本的に災害復旧の関係につきましては、国の復興特別会計で措置されております。復興特別会計は枠が定められておりまして、その中でやらなければならないということとでございます。

高潮対策事業につきましては、同じ復興特別会計の中ではあるのですが、必要額に応じて国で予算措置していただいている状況になっております。特にここは背後にかなりの住居が建ち並んでいる状況で、被災地の中でも非常に重要性の高い地域でございます。そのため新たに防潮堤が必要になった区間で、今回予算措置されたという状況でございます。

○田村勝則委員 この地区については、阿部漁港課長から説明があったとおり、かなり住居もできてきて、施設等もかなり整備が進んでいるわけですが、それは想定範囲内だと思います。第2回変更の理由を見ますと、工事場所周辺の住居や水産加工場等に配慮し、地盤改良工法を低騒音、低振動型へ変更したことによる施工費の増となっておりますが、人口密集地区ですから、当然そういう工法で進めておられたのかと思っておりましたが、違うのですね。これについて地元から苦情が出るなどがあったのでしょうか。

○志田漁港漁村課総括課長 当初は一般的な振動工法で発注しましたが、水産加工場がすぐ近くにあり、非常に困っているということもありまして、今回はより振動の少ない工法での施工としたところであります。

金額の話ですけれども、改良範囲がふえた分につきましては1億6,000万円、それから振動工法変更に伴う施工費の増は1億4,000万円程度でございます。一般的な振動工法よりも低振動型につきましては1.6倍ぐらいの施工費になるという状況であります。

○田村勝則委員 第2回変更の理由が町道切りかえ工事が完了し、防潮堤工事の施工が可

能となったためということになっておりますが、どの時点でこういう変更の申し入れが施工者から出てきたのでしょうか。地元からの苦情等はなかったのでしょうか。また地元との何かしらの協議はなかったのでしょうか。

○志田漁港漁村課総括課長 まず、町道の切りかえの関係ですけれども、ことし8月に町道の変更協議をしている状況でございまして、その後に工事の変更が出てきたということです。

それから、工法を変えたことにつきましては、すぐ近くに水産加工場があるということで、一般的に工事をする際にはやる前に地元に対して説明会を開いてから工事に着手するというのが普通なわけでございますけれども、そのときに振動が困るという声が出たのではないのかと思います。

○田村勝則委員 ここは非常に入り組んだところであることは間違いないのです。宮古市鮎ヶ崎の復興道路もできてきて、まだこれから工事も続いていくわけですけれども、やはりこのようなことも出てくる可能性もあります。もう少し現場に足を運んでいただき、しっかりと現場も見ていただいて、予算は税金なわけですので、しっかりとすり合わせ等もしていただきながら対応していただくようお願いをしたいと思います。ちなみに第3回目の変更はないということによろしいですか。

○志田漁港漁村課総括課長 第3回目変更はないように施工したいと思います。

○紺野農林水産部長 この工事に限らず、工法等を変更する場合につきましては地元住民の皆様、また周辺の加工場の皆様から工法の変更する場合についての理由や御意見を聞かせていただきながら、よりよい工法をとらせていただくということで説明等もしております。また苦情等もあれば対応しておりますので、今後ともしっかりと対応していきたいと思っております。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第16号両石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。



○志田漁港漁村課総括課長 両石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案書（その2）の154ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページ目をごらん願います。議案第16号両石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、両石漁港海岸災害復旧（23災県第550号防潮堤その1）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては記載のとおりであります。

2ページ目をお開き願います。工事の概要について記載しております。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能回復をさせるため、防潮堤335.5メートルの復旧を行うものであります。設計変更の理由及びその内容でございますが、第1回変更は単価適用年月の変更を行ったものです。第2回及び第3回は支払限度額の変更を行ったものでございます。第4回は、施工延長の増を行ったものであります。第5回は、支払限度額の変更。今回の第6回変更は、土質条件が変更となり、鋼管杭打設の岩盤掘削長が増加したことによる工事費の増であります。今回の変更により、契約金額は43億401万1,680円で、当初議決額に対し53%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。両石漁港海岸の計画平面図、被災前後の航空写真、防潮堤の標準断面図をおつけいたしております。

次に、4ページ目をお開き願います。当初及び変更の岩盤線を表示した標準断面図がございます。現場の地質調査及び施工の結果、鋼管杭の岩盤の掘削長が増となったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○高田一郎委員 13億円近い増額となっております。その理由が追加の地質調査を行った結果、土質条件が変更となったとのこととあります。この追加の地質調査というのはどういうことですか。地質調査はある一定時期にやって、それに伴って請負契約が変更になり、金額変更になるというのはわかるのですけれども、一度でわからず、二度やったということなのか。追加で地質調査をせざるを得なかった要因は何ですか。

○志田漁港漁村課総括課長 当初は一般的なボーリングピッチで地質調査を行いまして、設計を行っております。今回のこの工法は鋼管杭そのものをボーリングに見立てて掘削して進むと、鋼管杭そのものが壁になるという工法でございます。この工事につきましては、密にチェックボーリング、地質調査を行いまして、岩盤線を詳細に調べて設計を固めていくということでございます。この岩盤に入るところが一番重要でございますので、そこを精密に調べるために行ったということでございます。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 17 号大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○志田漁港漁村課総括課長 大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案書（その 2）の 155 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 ページ目をごらん願います。議案第 17 号大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、大沢漁港海岸災害復旧（23 災県第 679 号防潮堤その 5）工事。工事場所は下閉伊郡山田町大沢地内、契約金額は 19 億 7,640 万円、請負者は三陸土建、長沢産業復旧・復興建設工事共同企業体。

2 ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤の復旧を行うものであります。中段の写真は、施工箇所の中で、下段の平面図に施工区間 473.2 メートルを旗揚げして位置を示しております。

次に、3 ページをお開き願います。上段に大沢漁港海岸計画平面図に防潮堤その 2 工事の場所を旗揚げしてございます。下段に標準断面図を掲載しております。構造形式は、傾斜堤の防潮堤、計画高は T. P. プラス 9.7 メートルであります。

4 ページ目、入札結果説明書、5 ページ目、入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 先ほどの議案で、地質の関係で追加予算がありました。今回この 473.2 メートルとかなりの長さになるのですが、この設計に当たって設計変更が出ないように当初に地質調査などはされているのですか。それとも今までと同じように追加で地質調査が必要になるのですか。

○志田漁港漁村課総括課長 こちらにつきましても、一般的なスパンで地質調査をしております。

○高橋元委員 各地域の防潮堤あるいは高潮関係の工事の請負契約の変更が何回も出て

くるわけですね。そのため、あとに発注する工事は丁寧に地質調査をして、計画変更が余り出ないようにすべきではないかと思いますが、その辺はどういう考えなのでしょうか。

○志田漁港漁村課総括課長 御指摘のとおり、漁港の防潮堤も結構ふえてきましたので、今までの計画等を反映しながら今後進めていきたいと思います。

○高橋元委員 何度もこうして請負契約の変更が出てきておりますので、これは農林水産部に限らず県土整備部もそうなのですけれども、やはりこれから出てくる工事は周辺のいろいろな地質もあるでしょうから、それらも勘案し丁寧にやりながら、計画変更が出ないようにお願いしたいと思います。

○嵯峨老朗委員 発災直後は詳細設計までできず、発注してきたと思います。さきほどの案件も途中で詳細設計をして、どうしても変更が出てきたというのものもあるだろうけれども、この時期になってくるときちゃんと設計していかないといけないと思います。請負率も 0.9 まで下がってきています。何回も変更を繰り返すのは格好悪いです。ここまで変更が多いと最初に安い金額で仕事をとっておけばよかったと思う人も出てくるのではないかと思います。そうならないようにしてもらいたいと思います。

○志田漁港漁村課総括課長 御指摘のとおり、発災直後は標準断面発注を土木工事に限らずにやり、発注そのものを急ぐという時期がございました。ことしの案件につきましては詳細設計をした後に発注をしておりますので、より正確な金額で発注しているつもりです。

○田村勝則委員 この場所は騒音対策等も配慮していただいて進めていただくのだろうと思います。工期が平成 31 年 3 月までとなっておりますけれども、工事が始まるのはいつごろになる予定でしょうか。現場を見ておわかりのとおり、ここはすごく煩雑な状況になっています。2 年の工期があるといえどもやはり交通安全対策、地元的生活環境対策等も十分配慮していただいて工事を進めていただく必要があるところだと思います。その点について、しっかりと現場との連携を図りつつ、指導、監督を強めて工事を遅滞のないように進めていただくことが必要だと思います。多少の変更は出てくる可能性は当然あるわけですが、事前に大きい変更が出て工期が延びるということがないように配慮していただきたいと思いますが、その点についてお聞きします。

○志田漁港漁村課総括課長 工事の着手についてですけれども、正式に契約を結びまして、実際に現場に入るには 2 カ月ぐらいかかるのが一般的ですので、来年 2 月には現場に入ることができると思います。

それから、現地の交通の関係ですけれども、裏に県道があり、海側には漁港の臨港道路がございます。臨港道路と県道の間を施工するという形になってございますので、迂回路の計画はございません。ただ、出入り口については、看板や誘導員をつけて安全に配慮しながら施工していきたいと思っております。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号六ヶ浦漁港海岸防潮堤災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○志田漁港漁村課総括課長 六ヶ浦漁港海岸防潮堤災害復旧ほか工事の変更請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案書（その2）の156ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページ目をごらん願います。議案第18号六ヶ浦漁港海岸防潮堤災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、六ヶ浦漁港海岸災害復旧（23災県第521号防潮堤その2）ほか工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては記載のとおりであります。

2ページをお開き願います。工事の概要について記載しております。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤359.5メートルの復旧を行うものであります。設計変更の理由及びその内容でございますが、第1回変更は単価適用年月の変更、第2回は年度支払限度額の変更、第3回はインフレ条項の契約額の変更を行ってございます。今回第4回変更は、転石が多数分布していることが判明したことにより、鋼矢板の工法変更、山付部の防潮堤及び附帯道路の追加による工事費の増であります。今回の変更により契約額が13億7,642万8,680円となり、当初議決額に対し57.3%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。六ヶ浦漁港の計画平面図、被災前後の航空写真、防潮堤の標準断面図を記載しております。

次に、4ページをお開き願います。施工状況写真です。調査の結果、転石が多数分布していることが判明したため、鋼矢板施工について、圧入工法から先行掘削工法へ変更するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とするに決定いたしました。

次に、議案第31号田老漁港海岸水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○志田漁港漁村課総括課長 田老漁港海岸水門災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案書（その3）の7ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページ目をごらん願います。議案第31号田老漁港海岸水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。工事名は、田老漁港海岸災害復旧（23災県第678号水門その1）工事。工事場所は宮古市田老地内、契約金額は13億4,460万円、請負者は大豊建設株式会社であります。

2ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能回復させるため、水門の復旧を行うものであります。中段の写真は、施工箇所の状況、下段の平面図に水門を旗揚げし示しております。

3ページをお開き願います。上段の田老漁港海岸の計画平面図に水門工事の位置を示しております。下段に標準断面図を掲載しております。

4ページ目、見積もり合わせ結果、6ページ目には見積もり調書を添付しております。本工事につきましては、入札公告を行ったところ、入札者がいなかったため、随意契約に付したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 一般論として、入札公告を出したけれども、応札がないというのはなぜなのでしょう。

○志田漁港漁村課総括課長 この水門工事は12億円の規模です。水門工事の入札条件につきましては、スパン16メートル以上の水門を施工したことがある会社という実績要件を付しております。そのために応札者がなかったのではないかと想定されます。

○嵯峨耆朗委員 この種の工事は大手のゼネコンが多くとっているのですが、仕事がいっぱいあるから辞退したのかどうかかわからないのですけれども、予定価格そのものが低過ぎるために応札がなかったのではないのですか。99.9%ぐらいで入札しているわけですよ。

○志田漁港漁村課総括課長 予定価格につきましては、最新の労務費等で積算しております。

すので、低過ぎるということはないと思っております。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第32号長部漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港課長 長部漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案書（その3）の8ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページ目をごらん願います。議案第32号長部漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、長部漁港海岸災害復旧（23災県第523号防潮堤その3）工事。工事場所は陸前高田市気仙町地内、契約金額は10億8,000万円、請負者は池田建設株式会社であります。

2ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため防潮堤の復旧を行うものであります。中段の写真は、施工箇所 の状況で、下段の平面図に施工区間288.5メートルを赤で旗揚げして位置をお示ししております。

次に、3ページ目をお開き願います。上段の長部漁港海岸の計画平面図に防潮堤（その3）工事の位置を赤で旗揚げしています。下段には標準断面図を掲載しており、構造形式は直立型の防潮堤、計画高はT. P. プラス12.5メートルであります。

4ページ目には入札結果説明書、5ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 今回の工事は、飛び地になっているのですが、その間は2カ所とも完成ということでもあります。これはなぜ一体に発注できなかったのですか。

○阿部漁港課長 一体として発注したいのはやまやまでございましたけれども、用地交渉

の関係でどうしてもおくれざるを得なかった箇所がございます。そういったことから、こういう発注形態になっている状況でございます。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 33 号山田漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港課長 山田漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案書（その 3）の 9 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 ページ目をごらん願います。議案第 33 号山田漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、山田漁港海岸災害復旧（23 災県第 680 号防潮堤その 5）工事。工事場所は下閉伊郡山田町北浜町地内、契約金額は 16 億 3,836 万円、請負者は大豊建設株式会社でございます。

2 ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤の復旧を行うものであります。中段の写真は施工箇所の状況で、下段の平面図に施工区間 493.3 メートルを赤で旗揚げして位置をお示ししております。

次に、3 ページ目をお開き願います。上段の山田漁港海岸の計画平面図に防潮堤その 5 工事の位置を赤で旗揚げしております。下段には標準断面図を掲載しており、構造形式は傾斜型の防潮堤、計画高は T. P. プラス 9.7 メートルでございます。なお、この地盤改良につきましては、先ほど説明した工事の内容を踏まえて低騒音、低振動型の地盤改良としております。

4 ページ目には入札結果説明書、5 ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第34号船越漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港課長 船越漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案書（その3）の10ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページ目をごらん願います。議案第34号船越漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、船越漁港海岸災害復旧（23災県第554号防潮堤その4）工事。工事場所は下閉伊郡山田町船越地内、契約金額は6億9,025万1,760円、請負者は大坂建設株式会社であります。

2ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤の復旧を行うものであります。中段の写真は施工箇所 の状況で、下段の平面図に施工区間256.2メートルを赤で旗揚げして、位置をお示ししております。

次に、3ページ目をお開き願います。上段の船越漁港海岸の計画平面図に防潮堤（その4）工事の位置を赤で旗揚げしております。下段には標準断面図を掲載しており、構造形式は直立型の防潮堤、計画高はT. P. プラス12.8メートルであります。

4ページ目には入札結果説明書、5ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。



これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から平成 29 年産米の生産数量目標等について発言を求められておりますので、これを許します。

○松岡水田農業課長 11 月 28 日に国から公表されました平成 29 年産米の生産数量目標等について御報告いたします。

お手元にお配りしております資料をごらんください。まず、1 の全国の生産数量目標等でございます。国は、米の需要が毎年 8 万トン減少していることを踏まえ、平成 29 年産米の生産数量目標を平成 28 年産の 743 万トンより 8 万トン少ない 735 万トンと設定いたしました。これは、前年に比較して 1.1%の減少となります。また、平成 27 年産から設定されております自主的取組参考値は、仮にこのくらい生産されれば平成 30 年 6 月末の民間在庫量が安定供給を確保できる水準 180 万トンとなるものとして 733 万トンとされました。これは、前年に比較して 2 万トン、0.3%の減少となります。

次に、2 の本県の生産数量目標等でございます。国からは昨年と同様に平成 27 年産米の都道府県のシェアにより配分されました。本県のシェアは、およそ 3.61%となっております。本県の生産数量目標は 26 万 5,432 トンで、前年に比較して 2,889 トン、1.1%の減少、面積に換算すると 4 万 9,706 ヘクタールで 636 ヘクタールの減少となります。また、自主的取組参考値は 26 万 4,710 トンで、前年に比較して 722 トン、0.3%の減少、面積に換算すると 4 万 9,571 ヘクタールで 229 ヘクタールの減少となります。なお、農林水産省は都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値の設定は平成 29 年産限りとなるとしていくところでございます。

2 ページ目をごらんください。3 の今後の対応でございます。まず、市町村別の生産数量目標等の算定につきましては、本県に示されました生産数量目標と自主的取組参考値に基づいて平成 16 年産から用いております岩手県の配分ルールにより市町村別の生産数量目標等を算定し、今年 21 日に県段階の農業団体等で組織いたします岩手県農業再生協議会での協議を経て、22 日に市町村、農業協同組合等へお知らせいたします。

次に、生産数量目標の減少への対応といたしましては、水田を有効に活用し、農業者の所得を確保するため、いわてのおいしいお米生産販売戦略に基づいて県産米の消費拡大などの取り組みを強化するとともに国の制度を最大限に活用し、大豆や飼料用米への転換や野菜、花卉などの拡大を推進してまいります。なお、参考の表を二つ載せております。一つ目の表は、平成 25 年産以降の全国と本県の生産数量目標等の推移でございます。また、二つ目の表は東北 6 県の状況でございます。全ての県で前年に比較して 1.1%の減少とな

っているところでございます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○高橋元委員 水産関係でお尋ねします。

ことはサンマもイカも不漁で、サケも不漁とのこと。県民にしてみれば、口にする魚がどんどん減っているわけです。これについてはどのような分析をされているのでしょうか。

また漁獲量が減ったけれども、市場価格は上がっているようです。漁業者に経営的な問題は起きていないのでしょうか。

サケの不漁と、下安家のふ化場の被災を受けて、稚魚の確保ができるのかという見通しについてです。難しいだろうという報道もありますが、どのような対応策を検討されているのでしょうか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 サンマとイカ、サケの減少についてでございます。サンマにつきましては、岩手県沿岸を通る時期に暖水塊が張りついておりましたので、漁場が沖合に形成されているということが一番の大きな原因でございます。昨年と同程度の水揚げ、おとしに比べると半分ぐらいの2万トンを超えるぐらいの数量であるという状況になっております。

イカにつきましては、資源量そのものが減っているという国の分析もございますので、これはかなり厳しい状況であると思っております。サケにつきましては、岩手県水産技術センターの予測では1万2,000トンぐらいとしておりましたが、現段階でその8割ぐらいとなっております。したがって、1万2,000トンの漁獲量は現状ではかなり厳しいだろうと、恐らく昨年と同程度ぐらいの9,000トン前後になるのではないかと思っております。ただ、通常今の時期ですとサケは雌が多くなって、雄が減ってくるという時期で、そうすると漁が終了に近づくのですが、いまだに雄が多い状況でございますので、もう少し様子を見たほうがいいと思っております。しかし、水産技術センターの予想の1万2,000トンという数値はかなり困難かと思っております。

また生産は確かに減りましたが、金額的には単価が高くなっております。サンマ、イカ、サケもかなり高めになっております。とはいっても、やはり数量が確保されていないということで全体の収入そのものが減っている状況でございます。この点につきましては、例えば漁業共済に入るといっても今後考えられます。漁船漁業者の方々は共済に入らない場合もありますので、その辺は皆さんと相談していかなければならないことだろうと思っております。

また、サケにつきましては、共済にほとんど入っておりますので、補填もあるところでございます。

サケの不漁に関して、卵の件でございます。本年度、台風第10号で被災したふ化場について稼働できないところもあり、8,000万尾ぐらいの放流が難しいということは、前の農林水産委員会でも申し上げさせていただきました。そして、その後下安家などの被災した

ふ化場に帰ってくる親魚を他のところに回して何とか必要量を確保したいということもお話をし、取り組んでおります。ただ、全体の回帰量そのものが減っておりまして、その分で親魚を確保することが非常に厳しい状況でございます。現在、全体として2億5,000万個ぐらいの卵を確保しておりまして、最終的には3億個を少し超えるぐらいだと思います。当初ここでお話をしましたような3億七、八千万個の確保は今の段階では厳しいです。しかし、今の段階で海から親魚を持ってきておりますので、最大限努力していきたいと思っております。

○高橋元委員 海水の温暖化と、それから水産資源の問題ということでありましたが、これについては長期的な視点に立つことと、別な計画を検討していかなければならないと思っております。海水が暖かくなれば南でとれていた魚がとれるようになるなどの影響もあると思います。それからマスの養殖は内陸でもやっていますので、こちらを拡大できないのかとも思うのですが、その辺は何か検討されていますか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 御指摘のとおり非常に難しく、厳しい問題で、長期的な視点に立って対応しなければならないと考えております。

魚種につきましては、確かにイカなどがかなり減少しているという部分はありますが、先ほど委員がお話になりましたとおり南でとれていたブリやサワラ、そのほかにサバやイワシもかなりふえている状況でございます。沿岸の定置網漁の漁業者はイワシを狙い始めているという話もあります。そういう一つの転換のようなこと、これは定置網漁だけではなくて漁船漁業者も含めた対応がこれから必要になってくるだろうということでありまして、その辺も漁業者の方々とも協議していかなければならないと考えております。

それから、内水面漁業で八幡平サーモンというブランドが非常に伸び始めているところではありますが、そういうところをまず一つ延ばしていくとともに、今考えておりますのが海でとれ、また内水面漁業でも漁獲の対象になるサクラマスをも何とかふやしたいと思っております。これはかなりしばらく前にも手がけておったのですが、なかなかうまくいかなかった部分があります。しかし、最近徐々にではありますが、その増殖方法も確立されてきておりますので、これを何とか伸ばしていく形で対応していきたいと思っております。

○高橋元委員 先日、岩手県内水面水産技術センターを見てきたのですが、施設もかなり老朽化しているし、体制もあれではどうかと思います。

サクラマスは1年で戻ってくるということでした。そう考えると有力な資源ではないかと思っておりますので、ぜひこれは根本的に計画を見直しして、取り組みをすべきではないかと思っておりますが、部長の考えは何かありますか。

○紺野農林水産部長 これまでサケに頼った水産業ということだったかと思いますが、やはりこれだけ不漁が続きますと次に有望になる魚種の開発を早急に進めなければいけないと思っております。その一番の有望な魚種として、サクラマスではないかと思っております。まずは、サクラマスに力を傾注したいと思っておりますし、またサクラマスに限らず、有望な魚種があればその魚種についても対応を考えていくという方向で進めていきたいと

思っております。

○渡辺幸貫委員 私は、一般質問で岩手競馬についてお聞きしましたが、きちんとした答弁ではなかったのもう一度お伺いします。平成19年3月19日に臨時議会が開かれております。この議事録を競馬改革推進室長は読んでいらっしゃるだろうと思って、質問したのであります。当時、知事は今後赤字を出さないという厳格なルールで事業継続をお願いしたいと言っているのです。要するに厳格にルールを守れと書いてあるのです。

先日の一般質問で金利はどうやっていつ決めたのかと聞いたら、東日本大震災津波があり岩手競馬も被害を受けたので、金利0.01%にしたとの答弁でした。これは岩手銀行が返済を求めてきて、何とか返さなければならないということで、県債管理基金を使って返そうと書いてあります。県債の中で、そんなに安い金利があったかということなのですが、安い金利だといっても0.07%ぐらいなのです。なぜ震災の金利が適用できたのかお伺いします。

そして答弁の中で昨年まではそうしたけれども、ことしからは変えるとのことでした。まだことしの決算は終わっていないのだから、ことしから戻すというのは、これからの意思表示をただけで答弁ではないと思っているのですが、そのことについてお答えを改めていただきたいと思います。

○佐々木競馬改革推進監 東日本大震災津波後に貸付利率を引き下げた件についてでございますが、これにつきましては競馬関係者の雇用確保や地域経済の活性化などの観点から緊急的な支援を行うために新しい岩手県競馬組合改革計画の中で、融資は有利子とするという条件がございました。その条件のもとで、最も低い利率である年0.01%を設定して対応させていただいたものでございます。

それから、この特例期間につきましては、地方競馬全国協会の支払猶予を申請する際に策定いたしました事業収支改善計画が5年間ということで、それにあわせて平成27年度末まで適用するというにさせていただいたものです。平成28年4月からは本来の取り扱いに戻りまして、現在の貸付利率は年0.05%ということで計上してございます。

○渡辺幸貫委員 今岩手競馬が成り立っているのは、この議事録に、議員から競馬事業の廃止の再考を求める意見が出たけれども、盛岡市と奥州市が資金を拠出するので存続するようになったと、書いてあるのです。

ただ特に奥州市は払えないだろうと私は思ったのです。市町村合併して1年半ぐらいで財政も逼迫していました。そのために私は岩手競馬存続には反対でしたが、しょうがないから県から融資せざるを得ないと判断したのです。

奥州市は相変わらず財政が逼迫しています。なぜ岩手競馬だけがそういう利率を利用できたのでしょうか。東日本大震災津波で被災された各市町村も大変な状況なわけで、なぜ競馬組合だけが低利率で借りられるのかという理由がわからないから、それを聞きたいのです。低利率を適用したのはわかりました。誰がいつ、どういう理由で貸したのかということを知りたいのです。

○佐々木競馬改革推進監 貸付利率の引き下げにかかわるプロセスというお話でございます。東日本大震災津波が発生した後、競馬事業存続のために岩手県や競馬組合が地方競馬全国協会やJRA、他の地方競馬主催者に対してさまざまな支援の要請をいたしまして、事業存続のために動きました。それとあわせて構成団体と競馬組合が支援のあり方の協議を行い、努力を重ねた上で貸付利率の引き下げも一つの手段としてとっていただいたということでございます。

一般質問の中でも説明しておりますけれども、県議会に対する説明につきましては事前に正副議長、そして各会派代表等への説明を行いまして、対応方針についての御理解を賜ったと理解しております。

○渡辺幸貫委員 議事録にも書いてありますけれども、岩手競馬の存続に賛成の人も該当する市だけが低い利率ではだめだと、ほかの市町村も大変なのだからという議論があったのです。お手盛りみたいに岩手県と両市だけでそうしましたと、各会派代表に説明しましたから、それでいいでしょうということは、県民全体への説明としてはあり得ないと思います。これ以上の答えは出ないと思いますから、次のことを聞きます。

競馬組合に派遣されている職員を人件費の計算の中に入れてなかったと、ほかの競馬場もそうだから入れておりませんという答弁だけで、金額等については答弁がありませんでした。ほかの競馬場というのはどこのことで、何人ぐらい派遣しているのですか。

○佐々木競馬改革推進監 まず金額等についてでございます。現在県から8名、奥州市及び盛岡市から各2名の計12名が岩手県競馬組合に派遣されております。人件費につきましては、およそ1億1,200万円となっております。

それから、県には私ども競馬改革推進室という組織がございます。奥州市には競馬対策室、それから盛岡市には岩手県競馬組合経営改善対策事務局が設置されております。その中で、競馬関係の業務への実際の従事割合を考慮いたしますと、合計で5.3人相当になると考えております。人件費につきましては、5.3人相当で、4,500万円ほどと見込んでおります。

ほかの地方競馬でございますけれども、現在私ども岩手競馬と同じような形で構成団体から主催者、競馬組合等に人員を配置しておりますのが岐阜県、愛知県、高知県の3カ所でございます。細かい人数につきましては、はっきり把握し切れない部分がございますので、この場では差し控えさせていただきたいと思っております。

○渡辺幸貫委員 細かい人数はわからないとのことですが、答弁では他県でもありますということでした。私は高知県に行って見てきましたが、市営ですから小さいです。私は今のスキームをつくる時に高知競馬場を見てから、提案しました。あんなに小さい競馬場で十何人も派遣するはずがないのです。市がそんなことしたら破産してしまいます。岐阜県も同じで、小さいです。岩手県から見たらほかに小さいですから、そういうところがたくさんの人を派遣しているはずがないのです。そのために他県の派遣の人数を言えないのだと思います。

算入していない理由はそれだけでいいのですか、私は納得できません。私が納得するように、他県はこういう比率だから岩手県もそうしているなど、何か理屈をつけて教えてください。

○佐々木競馬改革推進監 派遣職員の比率ということではなく、現在県、奥州市及び盛岡市が行っている人員の配置につきましては、一部事務組合の構成主体としての役割に基づくものということでありまして、そういう点から競馬組合の収支には直接影響しないとお話しております。

○渡辺幸貫委員 岩手競馬が破綻したときにはそんなに人数は派遣していなかったです。私の質問内容にあるけれども、あのあとどんどん競馬組合の職員がやめていって、派遣職員を補充していった人数がふえていき、きょうに至っているのです。その現実について今のお答えでは、私は納得できません。

そして、そういう厳しい財政の中で、今度は映像装置の設置をすると言いました。映像装置は新しい投資ではないのですかと聞いたら、スタンドの座席の設置は新しい投資けれども、映像装置は新しい投資ではないとの答弁でした。改めてお聞きしますが、これは新しい投資ではないのですか。

○佐々木競馬改革推進監 ただいま委員から御指摘がありました新しい設備投資という部分につきまして、元金返済ルールの中に新たな設備投資が必要な場合という規定があるということかと承知しております。元金返済ルールについてですが、これは最終利益に応じた元金の返済の仕方を定めたものということでございます。

細かい話を申し上げますと、この元金返済ルールに三つの項目がございまして、最終利益と運営資金の累積額に一定の基準を設けて1億円、5億円あるいは累積額10億円という基準を設けて、それぞれの場合の返済の義務ですとか、額を定めるものということになっております。

元金返済ルールの中で、基本的な考え方をお示ししたものがあり、新たな設備投資という部分につきましては、最後の項目でなお書きとして規定されております。これは、基本的なルールに該当しない場合の例外的な取り扱いを定めたものということと、新たな設備投資の全てについて構成団体との協議を求めるという趣旨ではないと理解しております。

○渡辺幸貫委員 コスト調整会議というものがあります。あの当時は、馬主やその関係者が、ずっと赤字だったから、赤字をなくすために、どうやってコストを下げられるかということ議論しておりました。ところが、今は体質が変わってきて、どうやって投資をしようかと変わってきているのではないですか。平成19年3月19日の臨時会でみんなが賛否を問うた、そのときの精神が生きてないと私は思って指摘しているのです。本当に厳密なルールで、あのときは収益が1億円を超えたら返しますと、ここには賛否を投じた委員もいらっしゃるけれども、そういうことで競馬担当の職員がみんなを説得されたでしょう。それが現状に合っていないのではないですかということをおっしゃっているのです。今の答弁で、その当時の議事録と気持ちが合っているのですか。知事がかわったからですか。その辺に

ついて競馬改革推進室長にお伺いします。

○佐藤競馬改革推進室長 平成 18 年度末あるいは平成 19 年度の初めのこの新しい岩手県競馬組合改革計画を策定した時点での関係者の思い、それが今の競馬組合の運営にきちんと反映されているかということでございます。当時、策定しました新しい岩手競馬組合改革計画につきましては、この当時の組合の運営について、岩手県競馬組合事業運営監視委員会から、その時々的情勢の変化に適切に対応できていなかったという御指摘をいただいたことからわかりますように、この新しい計画の一番大きな精神というのは競馬組合がその事業収入の中で赤字を出さずに収支均衡をして何とか御融資をいただきながら、きちんと事業を継続していくというのが最大の使命だと認識しております。先ほど委員から御指摘があった事例について、そういった精神が反映されていないのではないかということかと思いますが、あくまで今年度の事業運営につきましては映像装置も含め競馬組合の事業収入の範囲内で必要な整備を行っておるものでございまして、この計画の元金返済ルール等には抵触していないと考えております。

○渡辺幸貫委員 当時、何度も聞きましたが、倒産したら 378 億円の損失が出るかもしれない、いや、それでは終わらず 400 億円を超えるかもしれないという話もありました。そうすると市が倒産するかもしれない。そのために岩手競馬を存続させたのです。今、室長は、もうかればその中でお金を動かすのはいいじゃないかとおっしゃったけれども、そうではなくて、市が倒産するかもしれないという瀬戸際で、この融資が決定されたわけです。そのために私は賛成したのです。

時代の証言者という話があるけれども、当時の議員が誰だか調べてみれば簡単に出来ます。私は当時競馬組合議会の議長をしていましたが、そのときにもう市がどうしようもないとの話でした。そしてその年の 4 月は県議会議員選挙で、そんな中で決められたのがこれです。利益があるとかないの話ではなくて、この二つの市もどうなるかわからないと、特に奥州市の場合にはどうなるかわからないとはっきり知事が言っていたのです。そのために、競馬存続に賛同した人がいるということです。その心が全然生かされていないじゃないですか。奥州市の財政のことは全く答弁の中に入っていないです。お金を返すことが最初の精神だということを私は言いたいのです。余裕があったら返すことが精神です。違いますか。そのためにルールが厳密になっていないということを言いたいのです。再度御答弁ください。

○紺野農林水産部長 当然ながら構成団体から融資をいただいております、これを返済するというのは大前提でございます。ただ、一方で返済していくためには必要な修繕、また設備についても対応していかなければいけないと思います。したがって、それを整備しつつ、返すための環境整備をしっかりと整えていくということで運営していく必要があると思っておりますし、またそうしたことをこれまでやってきたことによりまして、やっとな返せるような環境が整ってきたと認識しております。委員がおっしゃったように返還するという精神が生かされていないということは、私どもは考えておりませんので、そ

の辺はしっかりと認識しながら心に刻み込んで、返していくということをまず大前提に考えて対応していきたいと思っております。

○渡辺幸貫委員 返すことを大前提にとおっしゃったから、それを中心にされるのだったら私も安心します。今回の利益は何で出たかというところ、インターネットでの売上げが大きいからでしょう。内容を分析すればはっきりしているではないですか。政府の発表するレジャー白書を見れば、来場者のふえる見込みはないのです。そのため、映像装置をつくっても来場者はふえないです。今はインターネット取引がふえてきたから、そこに投資をして、もっと利益を出して、お金を返したいのだという論理ならわかりますが、投資の先が違うのではないですか。来場者がさっぱりふえない、むしろ減っているのに映像装置への投資というのは、論理と合わないのではないですか。

○高橋理事心得 現在の岩手競馬の売上げ状況は、御指摘のとおりインターネットを中心に毎年度増加しております。しかしながら、競馬場においでくださるお客様は、これは最も利益率の高い、しかも自分の時間を競馬にわざわざ割いて来てくださる方です。一方インターネットのお客様は購入の手続をする一瞬間、ウェブサイトから購入なさるお客様であります。そういうことから、たとえ人数は減りつつあろうとも、自分の時間を割いてわざわざ競馬場に来てくださるお客様に対するサービスは欠くことのできないものだと考えております。

そういう意味で、今回着順表示装置の更新にあわせて、全国的に一般化されているサービスについても水沢競馬場で実現したいということで、今回の整備を計画提案したものであります。

○嵯峨耆朗委員 私が聞いた話だと、盛岡競馬場のダートの状況が非常に悪いとのことあります。来場者に対する映像装置も必要なのかもしれませんが、競馬をしやすい環境にするための設備投資が先ではないですか。まともなレースができないのにインターネットも映像装置もないと思うのですが、それはどうなのですか。

○高橋理事心得 確かに昨年度非常に馬場の状況が悪くなりまして、補正予算で盛岡競馬場の砂の入れかえを行いました。おっしゃるとおり、競馬の実施そのものが重要でございまして、そのための環境を整備することが重要な使命だと考えております。馬場の状況につきましては、いろいろな評価ございますけれども、JRAのコース整備をしている会社から専門家を招いてそのアドバイスを受けるなどしながら、雨が降ったときの排水の改善などに力を入れて実施しております。全国のファンの皆様に喜んでいただけるようなレース提供について、最大限努力していきたいと考えております。

○嵯峨耆朗委員 盛岡競馬場のダートには問題がないという理解でいいですか。

○高橋理事心得 そのように努めております。

○嵯峨耆朗委員 努めているのではなくて、問題ないという理解でいいですか。さきほどの答弁できちんと対応していますということでもいいのですかと聞いています。

○高橋理事心得 そのように考えてくださって結構でございます。



○嵯峨老朗委員 そのように考えて結構ということは、競馬が心配なく行える状況であるということだと思います。

○高橋理事心得 盛岡競馬場につきましては、地方競馬全国協会からレースの公正確保の審判を行う委員2名に入っていていただいてレースを実施しておりますが、競馬実施について特に問題はないという見解をいただいております。

○菅野ひろのり委員 稲作についてお伺いします。

本日、生産数量目標を配付いただきました。本県の目標と影響について、影響額がわかれば、それをお示しいただきたいと思っております。

また、米の生産の中で金色の風と銀河のしずくは、どの程度の作付が予定されているのでしょうか。

○松岡水田農業課長 生産数量目標で今回示された数字でございますけれども、平成28年産の主食用の作付面積が4万7,100ヘクタールという状況です。そのため、平成29年産の生産数量目標と自主的取組参考値をどちらも既に下回っている状況でございます。平成29年においてもことし並みの作付ができるという配分がなされたというところでございますので、金額的に大きな影響はないと考えております。

○星野県産米戦略監 銀河のしずくと金色の風の占める割合ですが、平成32年までに合わせて1万2,000ヘクタールで25%ぐらいを見込んでおります。

○菅野ひろのり委員 今回減反になると生産数量が減ります。その場合の面積の記載がありますけれども、金額ベースに換算するとこれは幾らの影響がありますか。

2点目、来年の作付について、ブランドの銀河のしずく、そして金色の風はどのぐらいの面積の作付が予定されているのでしょうか。

○松岡水田農業課長 生産数量目標の減少分の作付けされる米が販売されたとした場合の金額ですけれども、およそ5億7,000万円と試算されます。

○星野県産米戦略監 平成29年度の作付面積の話ですが、金色の風が100ヘクタール、銀河のしずくが1,000ヘクタールの予定です。割合だと1.3%ぐらいの比率になります。

○菅野ひろのり委員 5億7,000万円の減少ということで、農家には厳しい現状が続いているのだと改めて感じました。平成30年度から減反が廃止されて、自主生産に切りかわっていくということでもありますけれども、富山県など各都道府県で対応策を作成されています。岩手県でも作成されていると聞いておりますけれども、具体的にどういったところに力点を置いた計画をつくられているのか、県の考えをお聞かせください。

○松岡水田農業課長 ただいま岩手県農業再生協議会で対応方法について検討しております。今月21日に取りまとめをするということで準備を進めているところです。

その考え方でございますけれども、稲作と転作の両面から水田を有効に活用いたしまして、農業所得の向上を図るという基本的なスタンスに立ちまして平成30年産以降、需要に応じた米生産推進の進め方ですとか、役割、スケジュールなど、そういう対応方針のアウトラインを取りまとめの中で整理したいと考えているところでございます。

○菅野ひろのり委員 現在 41 県でそういう計画が進んでいると伺っておりますけれども、恐らく各県も似たり寄つたりの内容になってくるのではないかと考えています。そうなったときに、発生するのが産地間競争、各県ごとの競争が非常に激しくなってくるのだらうと思います。農林水産省が発表している資料でいいますと、産地別の契約状況、例えば平成 27 年度、事前にどのぐらい契約しているかという比率があるのですけれども、岩手県は全国 7 位、44% ぐらいで比較的生産している直前にしっかりと売れているとのこと。しかしながら、一方で割合が少ないほうがいいとされている民間在庫量は、9 月時点で静岡県が 3%、岩手県は 17% です。すなわち東北地方のように寒い地域はやはり生産する時期も、刈り取りもおくれてくるので、在庫量が多くなる状況になるわけです。

何が言いたいかといいますと、産地間の競争が始まったときに、減反の調整を国ではしないわけで、早い者勝ちの状況がこれからさらに加速していくのではないかという懸念があります。産地間競争に対する対策について県はどのように考えているかお尋ねいたします。

○松岡水田農業課長 やはり米の需給調整を産地に任せるということになると生産量がふえるのではないかという懸念が現場でもございます。やはり県といたしましては、国の配分がなくなる平成 30 年産以降でも国全体として需給と価格の安定が図られるということが大事だと考えています。これまでも全国レベルでの需給安定組織の設置とか、実効性のある需給調整の枠組みを国でつくってくださいと要望をしてきたところでございますので、今後もそういう要望を続けていきたいと考えています。

○小岩農政担当技監兼県産米戦略室長 ただいまの菅野委員の御指摘は、今後ますます産地間競争が激化する中で、米どころ岩手としてどういう対策を打っていくのか、その基本姿勢を示せということだと思います。まず、現状の流れを見えますと主食用米の売り方、そして実は岩手県も半分ぐらいは業務用米が栽培されておりますので、これを二つの大きな柱として考えていかなければいけないと思っております。まず、主食用米につきましては、全国の消費者から求められる米づくりをしなければいけない、それが銀河のしずくであり、金色の風でありますけれども、特にもこの二つにつきましては価格設定を高くしたいと思っておりますので、そういう市場に入り込まなければいけないということで考えております。これにつきましては、現在首都圏、中京地方、関西地方を狙っておりますけれども、顧客に米のよさを伝えながら販売している米の専門店等と結びつきを強めながら米の販売に努めていきたいと思っております。この二つのブランドをツートップにして主食用米全体の底上げも図っていきたいと思っております。

また、一方では先ほど申したとおり主要米卸からは業務用米のことについて要望がかなり出ておりますので、きちんとお応えしなければいけないと思っております。これにつきましては、ある程度の値ごろ感で販売しなければいけないので、それに対応するためには低コスト生産、さらにはある程度収量も見込める米を考えていかなければいけないと考えておまして、こうした二つの大きな流れに乗っかっていかなければ米産地として生き

残りができないと考えております。

現在いわての美味しいお米生産販売戦略が平成 29 年度までになっておりますけれども、この見直しの中でしっかり基本方針に据えまして、今後絶対ほかの産地に負けることがないように、米産地として生き残りをかけて取り組んでまいりたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 私もそのように考えておりまして、フラッグシップ米のこの金と銀というのは目玉になります。しかしながら、作付が 1,100 ヘクタール程度だと、県全体の作付面積の中では本当に少ないものだと思っています。本県の業務用米では、どんぴしゃりが中心になってくるだろうと思います。収量を確保するのか、それとも単価で勝負していくのか、この戦略を明確化してぜひ引き続き平成 29 年度以降も取り組んでいただきたいと考えております。

最後に和牛の E T (受精卵移植) の進捗についてお聞きします。平成 28 年 2 月定例会のときに高橋孝眞委員長から質問があった際に、今年度から乳用牛への受精卵移植による和牛子牛の生産を始め、県内の肥育農家に適正価格で譲渡すると、小原前農林水産部長がお答えになっております。現状がどうなっているのかお聞きします。

○藤代畜産課総括課長 和牛の受精卵を乳用牛に移植して和牛の子牛を産ませて子牛市場に供給していくという農業団体が行っている取り組みについてです。この事業自体は農業団体で和牛農家から受精卵を採卵あるいはみずから飼っている和牛繁殖牛から採卵を行って、それをホルスタインを飼っている酪農家の牛に借り腹という形で受精卵を移植して、その産まれた子牛を 2 週間程度で引き取ります。その後は 8 カ月まで飼養して、それを肥育農家であっせん販売していくという取り組みでございます。

この取り組みにつきましては、昨年 10 月から行われていまして、これまでに受精卵の移植を 300 頭ほど行っていて、そのうち受胎したのが約 120 頭という状況です。ことし 10 月からその生まれた子牛について、肥育農家に税込み 60 万円弱であっせん販売している状況であります。計画では毎月 15 頭ですので、12 月までで約 50 頭の販売頭数となります。

○高橋孝眞委員長 菅野委員の質疑の途中ですけれども、この際昼食のため午後 1 時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋孝眞委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○松岡水田農業課長 午前中の菅野委員への説明の中で言葉足らずな点がございましたので、補足をさせていただきます。

生産数量目標の減少の金額的な影響といたしまして、およそ 5 億 7,000 万円と試算されると申し上げましたが、これは生産数量目標の減少分 2,889 トンにひとめぼれの概算金 60 キログラム当たり 1 万 1,800 円を単純に掛け算をして出したものでございます。実際には

ことしの作付面積は来年の目標を達成しておりますので、ことしと同じ面積での作付が可能な状態となっております。つまり、新たに面積を減少する必要はないという状況でございますので、実質的な生産額の減少には結びつかないものと考えております。

○菅野ひろのり委員 収入保険制度についてお伺いします。平成 30 年以降、体制整備ということで、稲作の転作も奨励されております。今回農家に対して農業共済のほかに収入保険制度が出て、価格の下落に対しての対応を国で行っているということだと思っておりますけれども、対象となるのが青色申告をしている方とのことであります。本県は 65 歳以上の高齢の小規模農家が多いので、青色申告をしている方は少ないと思っておりますが、県ではどのように分析されているのかお聞きします。

○及川参事兼団体指導課総括課長 青色申告を行っている農家の割合でございますけれども、公表されているのは全国でおおよそ 2 割とのことであります。

本県の数字は税務署から出ておりませんので、県では把握しかねておるところでございます。

○菅野ひろのり委員 全国で 20% ということで、そうすると平成 30 年以降、高齢者で小規模の農家は厳しい状況になってくると思います。規模拡大を国が進めているわけですが、小規模農家に対しても十分な対応ができる制度設計であったり、国の対策も必要だと考えているのですけれども、本県としては平成 30 年以降に向けてこういった対策をとっていくのか、検討されていることがあればお聞かせください。

○及川参事兼団体指導課総括課長 委員がおっしゃるとおり、青色申告を 5 年間継続して行っている農家が対象であることが基本でございますけれども、例外として 1 年でも対象とするという形になっていまして、若干広くはなっております。

それから、今後の見直しの方向として、青色申告でなくても簡易な方法も認められているところがございますし、さらには見直している中で、白色申告を行っている方も含めることができないかどうかということも検討に上がっていると聞いております。いずれにしても、委員がおっしゃるとおり現在は農家全てを網羅する形ではなくて、限定されております。この制度自体が農業共済制度から収入保険制度に切りかわるというものではなくて、選択肢が一つふえるというものでございますので、従来の農業共済制度につきましても今後加入率増加の促進も含めまして、引き続きそちらも利用していただきたいと考えております。

○吉田敬子委員 銀河のしずくの取り組みについてお伺いします。11 月の農林水産委員会のときに資料をいただいていた、そのときに販売実績が 300 トンとのことでした。その後の状況を教えていただきたいと思っております。また、銀河のしずくのプロモーションは現在どのようにされていて、今年度どのくらい取引がふえたのか教えていただきたいと思っております。

○星野県産米戦略監 米は検査したものを販売することになっておりまして、検査した銀河のしずくの数量は現在のところ 902 トンとなっております。前回よりも相当ふえており

ます。

そのプロモーションですが、県ではお米マイスターを中心に取り組んでおりまして、最初は9名のお米マイスターの方々からスタートしましたが、人気がある商品でございますので、さらに19件ほどふえました。こうして流通の開拓をしているというところでございます。来年はたくさんとれる見込みでございますので、こだわりの店に入り込んで早目取引先に売っていきたいと考えております。

○吉田敬子委員 前回、出荷見込み数が778トンという資料はいただいていたのですが、それがふえて現在902トンということなのではないでしょうか。銀河のしずくは10月4日から発売されていたかと思うのですが、そのうち県内での販売が200トンで、県外が550トンとのことでした。当時は300トンくらい、約4割が売れていて、そのほとんどが県内とのことでした。県外の状況はどのようになっているのでしょうか。

○星野県産米戦略監 現時点で902トンまで拡大しております。このうち県内は約226トンとなっております、前回よりも26トンふえています。こちらは、全量販売済みという状況です。県外は、そのふえた分も含めまして大体630トンになります。現時点で卸に流れているのは約3割という状況となっております。

○吉田敬子委員 約3割が既に販売されている実績があるということがわかりました。

今回、新しく金色の風が出ました。金色の風のキックオフイベントが1月以降にされるということを知っております。銀河のしずくは私たち委員も昨年3月に盛岡市開催で参加させていただきましたけれども、この金色の風はどのような形でプロモーションされていくのか、具体的にお聞かせください。

きのう、神崎議員の一般質問の答弁の中で金色の風について、話題性のあるトップセールスをやっていくとのことでしたが、この話題性のあるというのは具体的にどのようなものなのでしょうか。

○星野県産米戦略監 1月のキックオフイベントにつきましては、昨年の銀河のしずくと同様な形で取り組んでまいりたいと思っております、盛岡市で1月31日に予定しております。

また話題性のあるプロモーションでございますけれども、金色の風はプレミアム米なので、インターネットの広告配信でプレミアム米に関心のある方々に売り込みたいと考えております。イメージキャラクターを設定するかどうか、どのように展開していくかどうかにつきましては、全農と協議中でございます。

○吉田敬子委員 先ほど菅野委員から質疑がありましたけれども、今後米の需要がどんどん減少していく中で、新しい品種が2年度続けて出てきております。米全体の作付面積が変わっていかない中で、どのような戦略でもって銀河のしずくと金色の風をPRしていくのかが、私には余り見えてきません。銀河のしずくと金色の風は販売対象が違ったり、品質が全然違うのではあるのでしょうか、PRの差別化など具体的に何か考えているものはあるのでしょうか。

○**星野県産米戦略監** 銀河のしずくと金色の風のそれぞれの価格設定が違っております。あと販売対象とする方々を変えていくなどの違いを出していかなければなりません。

銀河のしずくは、少しお金を出せばおいしくぜいたくなお米が食べられる、冷めてもおいしいという万人向けのお米です。

一方、金色の風は、やわらかさとか甘さという特徴があります。百貨店やお米の専門店でも魚沼産コシヒカリやつや姫、ゆめぴりかなどの高いお米を買っていくお客さんが多いお店に入り込んで、金色の風にシフトしていただく作戦でいきたいと考えております。

銀河のしずくは世代を問わず広く皆さんに食べていただくような幅広い展開にしたいと考えておりますし、金色の風はプレミアム米を望む方々が行くお店や料亭に入り込むことを考えております。

○**吉田敬子委員** 金色の風のチラシに未体験の味と書いてありますので、私自身も楽しみにしております。正直私も銀河のしずくと金色の風を間違ってしまうくらいです。まだ銀河のしずくの知名度が低い中で、金色の風についても不安があります。他県では窒素充填した小さい四角い箱に密封されたお米を売っています。金色の風も銀河のしずくもおいしいお米であると思いますが、消費者としては買いやすさとか、インパクトがあるということも大事だと思います。おいしさというよりもそれ以外のところでどうするかということだと思っております。価格設定を高くするという事はそういうことだと思っております。

私は首都圏に行くときはできるだけ岩手の県産品を使っているお店に行くのですが、シェフに聞くと、特にお米は一回つき合いがあるとなかなか変えないのだそうです。どこに行ってもそれを言われました。私も友人が北上市でお米をつくっているので、その友達のお米を宣伝したりするのですが、なかなかお米は変えてもらえないのです。野菜は時期それぞれでいろいろ使いわけができるのですが、お米は本当に大変だと感じております。今から考えますという段階ではなく、戦略的にもっと長い目で考えなければいけないことだと思います。政策評価レポートの中に今後の課題として生産者の皆さんがどうつくれば安定的に生産できるかというところだけがうたってあって、マニュアル化に努めると書いてあるのですが、戦略をどうするかをもっと頑張らなければいけないのではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

また、お米マイスターの方がいらっしゃると思うのですが、この方々は銀河のしずくと金色の風のそれぞれのPRを県外向けにするのでしょうか。

県外でのPR、主に首都圏用だと思っておりますが、岩手県民の私たちがそのよさを知らない限り宣伝もできないと思います。まずは県民が知り、口コミをすることがすごく大事だと思うので、その辺の戦略を検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**小岩農政担当技監兼県産米戦略室長** ただいまの吉田委員の御指摘ですが、まさしくそのとおりだと思っております。一等米比率でいいますと、岩手県はほとんど1位か2位をとってきておりますので、いい米をつくる自信はあるのですが、売り込みが

うまくないということは常に言われ続けております。

銀河のしずくと金色の風というブランド米を2年連続で出すわけですけれども、それに当たりましてはいわてオリジナル品種ブランド化戦略実践本部を立ち上げました。この中には米の専門家やお米五ツ星マイスターに入っただいておりますし、そういう方々の御意見を聞きながらこの二つの品種をどうやって売り込んでいくのかということのをこれまでも議論していただきました。これからまさしく正念場を迎えることとなりますので、今委員から御指摘のありましたことを踏まえまして、しっかり戦略を練った上で取り組んでいきたいと思っております。午前中にお話ししましたが、米産地として生きるための二つの柱のうちの一つがこれになっておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

**○星野県産米戦略監** お米マイスターとの連携でございますけれども、現在東京都のお米マイスター9名と連携しまして、銀河のしずく等のPRを行っております。具体的には目黒のさんま祭りで銀河のしずくを出したり、東京都北区の秋のフェスティバルにおいて飲食店で銀河のしずくを提供して皆さんに食べていただくなど、そういう地道な活動しております。それでお米マイスターからの評判が高まっていると考えております。

県民の皆様の口コミの件でございますけれども、確かにそれは大事でございます、いずれ食べていただく機会を設けたいと思っております。まずはお米サポーターの方々もいらっしゃいますので、そういった方々に食べていただいて、口コミで広めてもらうということが一番有効な方法かと考えております。

お米マイスターは、米穀専門店の中でお米に詳しい方々が持っている資格でございます。平成14年から食糧庁の制度で始まったものでございます。講習を受けて簡単にとれるのは三ツ星です。さらに、ブレンド技術や産地情報、いろいろなお米の特性を全て知り尽くして厳しい試験を勝ち抜いた方が五ツ星お米マイスターということになります。県は銀河のしずくにしても、金色の風にしても五ツ星お米マイスターと連携して、評価いただきながら取り組んでいるということです。

**○吉田敬子委員** 金色の風なのですけれども、こういう色のお米のパッケージになっていくわけですね。余談ですけれども、先ほど県産品の販売会が議会棟1階でありました。きょう初めて前沢牛ラーメンを拝見しました。真っ黒のパッケージに黄金の牛が載ってあるのはすごいインパクトでした。つい買ってしまったのですけれども、正直そのくらいのインパクトが欲しいと思えました。売り方が大事だと思いますので、今後そういったところも取り組んでいただきたいと思っております。応援の意味で質問させていただいておりますので、よろしく願います。

**○星野県産米戦略監** ロゴマークの使い方でございますけれども、白地にロゴマークが入っている形でございます。マニュアル作成をしておりますけれども、黒地に出す、反転させる、あと黒べたであるとか、さまざまな表示方法ができますので、お好みに応じて使っていただけるようになっております。

○**田村勝則委員** 先日、米穀園芸生産流通議員研究会で神戸市の株式会社神明を視察してきたわけですが、そのときにお話をしていたのは、ブランドもさることながら、現場では量が欲しいということも言っていました。ブランドよりも単収が大事だということを強く言っていました。

そう考えると、岩手県のように中山間地域が多いところは二兎を大事にするというのも大事ですけども、そういう部分でしっかり売り込んでいくということが必要ではないかと思いました。そこが最終的に農家の所得に反映するという形になっていかなければいけないと思います。そういうことで現場と県、そして業者としっかりとした連携が大事ではないかと思いますので、その点で何かあればお聞きしたいと思います。

宣伝の仕方として、いわて銀河プラザで例えば金色の風や銀河のしずくのおにぎりを配って味を見てもらうなどの戦略も大事だと思うのですが、いわて銀河プラザでは狭いのです。東京オリンピックもあるわけですから、県産品の販売所の新設などを考えていく必要があるのではないかと思います。そこはいかがでしょうか。

○**紺野農林水産部長** 米の売り方をはじめ農産物の売り方につきましては、現場等の声を聞いて、現場との連携が必要だというのは重々承知しております。私もできるだけ、特に販売の軸でありますJAと一緒に東京都の大田市場、また大阪市中央卸売市場に出向きまして、直接市場の方に試食してもらったりだとか、また最近米に関しましては特に業務用米の販売が重要だという声を聞いております。あるJAの方からは、一緒に関西方面に売り込みに行っていただけないかという声もいただいております。そのお声がけに対しましては私も同行させていただいて、岩手県の業務用米をできるだけ使ってもらうようにPRに行くということで、まだ日程は固まってははいないのですけれども、お約束をしております。

また、いわて銀河プラザは確かに発足当初は広いと思ったのですが、今となりますとやはり手狭感否めませんので、直接消費者にどう訴えていくかの検討もさせていただいて、どの手法が一番いいのか考えながら対応していきたいと思います。

○**高橋孝眞委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りをいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査事項については、岩手県における木質バイオマスエネルギー利用の取組について及び秋サケの漁獲状況についてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細に



ついては当職に御一任願います。追って継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。